

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第1項及び第5項の規定による向日市森本東部地区土地区画整理事業の下記に記載する者に対する使用収益停止通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第1項及び同条第2項において準用する同法第77条第5項の規定により書類の送付に代えて、その内容が組合事務所（向日市森本町春日井26番地）に掲示されています。

令和2年1月27日

京都市長 門川 大作

書類の送付を受けるべき者

氏名	登記簿住所
藤本 松兵衛	京都市下京区大宮通綾小路下る綾大宮町

(総合企画局情報化推進室)